公益社団法人小山市シルバー人材センター定款

平成 23 年 5 月 27 日　議案第 5 号
改正　平成 25 年 6 月 21 日　第 2 号議案
改正　平成 28 年 6 月 17 日　第 1 号議案
改正　平成 30 年 6 月 21 日　第 1 号議案
改正　令和 3 年 6 月 17 日　第 1 号議案

第1章　総則

（名称）
第 1 条　この法人は、公益社団法人小山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）
第 2 条　センターは、主たる事務所を栃木県小山市に置く。

（目的）
第 3 条　センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第５条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業）
第 4 条　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
　なお、栃木県知事が「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）」第 39 条に係る指定を行った場合は、本号中「軽易な業務」とあるのは「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。
(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
(4) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第 2 章　会員

（種別）
第 5 条　センターの会員は、次の 2 種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。
ア　小山市に居住する原則として60歳以上の者。
イ　健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。
(2) 特別会員　センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事、監事又は正会員が推薦し理事会の承認を得た者。

（入会）
第6条　正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）
第7条　正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

（会員の資格喪失）
第8条　正会員及び特別会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。
(1)　退会したとき。
(2)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
(3)　１年間以上会費等を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。
(5)　全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。

（退会）
第9条　正会員及び特別会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第10条　会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、その総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) センターの定款又は規則に違反したとき。
(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他の正当な事由があるとき。
2　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第11条　会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。
2　センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　総会

（構成）
第 12 条　総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。
2　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）
第 13 条　総会は、次の事項について決議する。
(1) 役員の選任又は解任
(2) 役員の報酬等の額の決定及び役員の報酬等の支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
(5) 会費の金額
(6) 会員の除名
(7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

（種別及び開催）
第 14 条　センターの総会は、定時総会及び臨時総会の２種とする。
2　定時総会は、毎事業年度終了後３ケ月以内に開催する。
3　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会において開催の決議がなされたとき。
(2)　正会員及び特別会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

（招集）
第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。
2　理事長は前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）
第 16 条　総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

（議決権）
第 17 条　総会における議決権は、正会員及び特別会員１名につき１個とする。

（定足数）
第18条　総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第 19 条　総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の議決権の過半数を有する正会員及び特別会員が出席し、出席した正会員及び特別会員の総数の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　前項の場合において、議長は正会員及び特別会員として当初の決議に加われない。
3　理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面議決等）
第 20 条　正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員又は特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員又は特別会員は出席したものとみなす。

（議事録）
第21条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
2　議長及び出席者の中から選任された署名人２名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章　役員

（役員の設置）
第 22 条　センターに次の役員を置く。
(1)　理　事　　９名以上１５名以内
(2)　監　事　　２名以内
2　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長、１名を専務理事とする。
3　前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務を執行する理事とする。

（役員の選任）
第 23 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3　監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
3　副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。
4　専務理事は、センターの業務を分担執行する。
5　理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自

己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　前 2 項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

（任期）
第 26 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3　前２項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　役員は、第 22 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

（解任）
第 27 条　役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）
第 28 条　役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。
2　役員には、その職務を行うために要する経費の支払をすることができる。
3　前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等の支給の基準による。

（取引の制限）
第 29 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
(2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
(3) センターが理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は、その取引後、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第５章　理事会

（構成）
第 30 条　センターに理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 31 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1)　総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
(4)　各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
(5)　各事業年度の事業報告及び決算の承認
(6)　前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定

（開催）
第 32 条　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
(3)　前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4)　一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき。
(5)　一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事が招集したとき。

（招集）
第 33 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２号又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
3　前条第３号による場合は理事が、前条第５号による場合は、監事が理事会を招集する。
4　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
5　第２項及び第４項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）
第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第 35 条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）
第 36 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第 37 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章　資産及び会計

（資産の管理）
第 39 条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

（事業年度）
第 40 条　センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 41 条　センターの事業計画書及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経るものとする。
2　理事長は、第 1 項の事業計画書又は収支予算書等を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。
3　前２項の決議を経た事業計画書及び収支予算書等は、総会に報告するものとする。
4　第 1 項の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。
5　第 1 項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第 42 条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)　財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類について

は、定時総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　役員の名簿

(3)　役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

４　前項の書類は、事業年度の経過後３ケ月以内に行政庁へ提出しなければならない。

（長期借入金）

第43条　センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決を経なければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第42条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第７章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条　この定款は、第47条及び、第48条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により変更することができる。

（解散）

第46条　センターは、一般社団・財団法人法第148条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の３分の２以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第47条　センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下［公益認定法］という。）第30条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第５条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第48条　センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、

センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章　事務局

（事務局）
第49条　センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。
2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3　重要な職員は、理事会が任免する。
4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第50条　センターの公告方法は、電子公告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章　雑則

（委任）
第51条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　則
1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2　センターの最初の代表理事は理事長菊地廣及び副理事長梶原時雄とし、最初の業務執行理事は、専務理事渡邉裕紀とする。
3　整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則
この定款は平成25年6月21日から施行する。
附　則
この定款は平成28年6月17日から施行する。
附　則
この定款は平成30年6月21日から施行する。
附　則
この定款は令和3年6月17日から施行する。